

申請受付期間
2月末日まで

奨学金返済支援制度

導入企業のみなさまから

こんな嬉しい声を
いただいています。

離職率が改善！

採用が増えた！

会社に興味を持ってくれる
学生が増えた！

採用に関する問合せが増えた！

従業員の会社への愛着が増した！

会社説明会での反応が◎！

<補助金額>

最大 **60,000**円/
人・年

<補助期間>

最長 **5**年間/人

兵庫型奨学金返済支援制度（中小企業就業者確保支援事業）

詳細は裏面をご確認ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を導入すると、

その負担額の一部について補助を受けられます！

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市では、県内中小企業の人材確保及び若者の県内就職・定着を促進するため、企業とタイアップして、従業員の奨学金返済支援に取り組んでいます。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください！

| | |
|--------|--|
| 補助対象企業 | ①a本社が兵庫県内にある中小企業 b京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業(京都府内本社に限る)の 県内事業所 ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること |
| 対象従業員 | 対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者 ①正社員である者 ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ③当該企業就職後5年以内の者 ④県内事業所に勤務する者 ⑤30歳未満の者(申請年度末時点で29歳以下の者) |
| 補助期間 | 対象従業員1人につき、最長5年間 |
| 補助金額 | ①対象従業員1人あたりの年間返済額の3分の1 ②企業の年間支給額(当該年度4～2月支給分)の2分の1 ③上限6万円/人・年 |

補助を受けるためには、社内制度を設けていただくことが必要です。

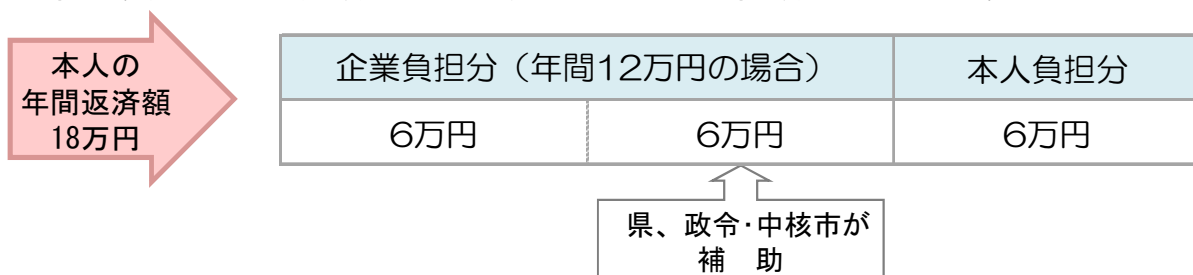
- ・個別規程を作成する、就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用する 等の様々な方法があります。
- ・従業員に対する支給額や支給方法(毎月払い、ボーナス時一括払い等)は、企業において自由に設定してください。

対象従業員の年間返済額や企業からの対象従業員への支給額に応じて、補助額を決定します。

<補助金額の考え方>

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円(ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。)

《例：従業員の年間返済額が18万円、企業の年間支給額が12万円の場合》



詳しくはホームページをご覧ください、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆お問い合わせはこちらまで◆

(一財) 兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078(362)6583

FAX 078(362)6613

受付時間 平日9～12時、13～17時

まずは
ご相談を！



◀協会HP
QRコード